

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 日高川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
一地先まで	比企郡川島町大字吹塚字向田 七三二番七〇地先から	区 間
一一・一二 二〇・四〇	九・一〇 二〇・四〇	敷地の幅員 (メートル)
一、一五二・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考